

阿賀野市条例第20号

阿賀野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

阿賀野市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年阿賀野市条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則第4項を次のように改める。

（特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための手当の特例）

- 4 職員が特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもののうち市長が定めるものをいう。）から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、防疫等作業手当の額は、作業に従事した日1日につき、1,500円（緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると市長が認めるものに従事した場合にあっては、4,000円）を超えない範囲内において市長が定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。